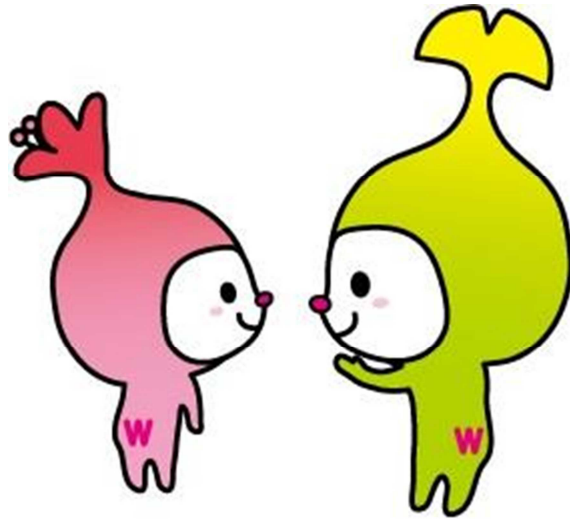


和光市債権管理指針（案）



平成 28 年 1 1 月

和光市収納課

目 次

1	策定の経緯と目的	・・・・・・・・・・1
2	債権の定義	・・・・・・・・・・1
3	債権の種類	・・・・・・・・・・1
4	債権の区分及び時効期間	・・・・・・・・・・3
5	事務処理フローチャート	・・・・・・・・・・6
6	基本方針	・・・・・・・・・・12
7	基本方針に基づく具体的な取組み	・・・・・・・・・・13
8	関係法令等	・・・・・・・・・・16



1 策定の経緯と目的

本市が有する債権（金銭の給付を目的とする本市の権利）については、負担の公平性が求められるだけでなく、市政運営における自主財源を確保する上でも非常に重要であり、適正な管理と確実な徴収が必要不可欠である。

このため、市税及び国民健康保険税については、適切な債権管理や滞納処分の推進により滞納債権の回収に努め、収納率の向上と滞納繰越額の圧縮が図られている。

しかしながら、市税及び国民健康保険税以外の債権（以下「税外債権」という。）については、現年度分の収納率は高い水準にあるものの適切な整理による滞納繰越額の減少が図られていないのが現状であり、今後は各債権所管課の体制強化や担当職員の債権管理及び徴収に関するノウハウの獲得・スキルアップ等を図り、市が一丸となって取り組んでいく必要がある。

そこで、市の税外債権の適正な管理と適切な整理による滞納繰越額の圧縮を図るために、事務処理等に関する統一的な基準として「和光市債権管理指針」を策定する。

また、本指針に基づき具体的な手続きを適確に進めるために、「和光市債権管理条例」及び「和光市債権管理条例施行規則」を別途制定する。

2 債権の定義

本指針における債権とは、地方自治法第240条第1項に定められている「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」、すなわち金銭債権とする。

具体的には、地方税、保険料や手数料などの法令又は条例に基づく収入金である債権と、土地・建物などの財産の売払代金、貸付金などの契約に基づく収入金に係る債権がある。

そのうち本指針では税外債権を対象とし、債権の区分や時効、徴収・管理手法などについて取りまとめる。ただし、水道料金及び下水道使用料は、公営企業として事業運営しており、徴収方法など他の債権とは性格が大幅に異なるため、「7 基本方針に基づく具体的な取り組み」については、適用しない。

3 債権の種類

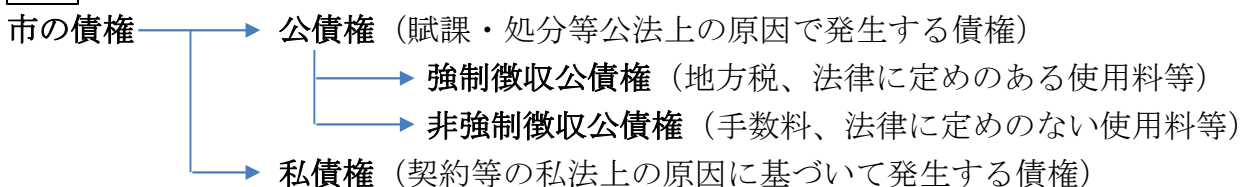
債権は、その法的性質により「公債権」と「私債権」に分類される。

相手方との合意が不要で、公法上の原因（賦課など処分）に基づいて発生するものが「公債権」、相手方との合意による私法上の原因（契約など）に基づいて発生するものが「私債権」である。

そのうち公債権は、滞納が発生した場合、地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる「強制徴収公債権」と、強制徴収には裁判所の手続きが必要となる「非強制徴収公債権」に区分される。

私債権は、非強制徴収公債権と同様に強制徴収には裁判所の手続きが必要となる。

分類



性質

区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
納入の通知	地方自治法第231条		
督促の根拠	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条・民法
債権の回収	差押等の滞納処分 (地方税法等の個別法)	調停や支払督促、訴訟等	
徴収の停止	滞納処分の執行停止 (地方税法等の個別法)	徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)	
時効	2年または5年		1～10年
消滅	時効完成(時効期間の経過による)		時効完成 (時効の援用が必要)
	滞納処分の執行停止(3年間継続又は即時)による納入義務消滅 債権の免除(地方税法等の個別法、個別条例)	債権放棄(地方自治法第96条第1項第10号) 債権の免除(地方自治法施行令第171条の7)	
該当する 主な債権	保育園入所児童保護者負担金 介護保険料 後期高齢者医療保険料 下水道使用料 生活保護費徴収金※	保育クラブ保護者負担金 児童手当返納金 療養諸費不正利得返納金 高齢者住宅使用料 道路占用料 生活保護費返還金 生活保護費徴収金※ 等	水道料金 社会保険料返納金 土地・建物貸付収入 資源ごみ・紙布売払料 等

※生活保護費返還金のうち生活保護法第78条の規定による徴収金（不正受給に係る生活保護費）のうち、平成26年7月1日以降のものについては、強制徴収公債権となる。

4 債権の区分及び時効期間（今後滞納が発生する見込みがある債権を抜粋）

（1）強制徴収公債権

債権			時効期間	
債権名(担当課)	根拠法令	債権区分の考え方	時効	時効期間の考え方（根拠法令）
保育園入所児童 保護者負担金 (こども福祉課)	・児童福祉法 ・和光市特定教育・保 育施設及び特定地域型 保育事業の利用者負担 額に関する条例	・児童福祉法第 51 条第 4 号及び第 56 条第 3 項に定められた 債権 ・同法第 56 条第 7 項に「地方税の滞納処分の例により」強制 徴収できると定められているため	5 年	市町村が支弁する保育費用を保 護者等が負担する「負担金」で あり、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
介護保険料 (長寿あんしん課)	・介護保険法 ・和光市介護保険 条例	・介護保険法第 129 条に定められた債権 ・同法第 144 条に「地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定す る法律で定める歳入」と規定されており、「地方税の滞納処分 の例により」強制徴収できると定められているため	2 年	介護保険法第 200 条第 1 項の規 定を適用する
後期高齢者医療 保険料 (長寿あんしん課)	・高齢者の医療の 確保に関する法律 ・和光市後期高齢者 医療に関する条例	・高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に定められた債 権 ・同法第 113 条に「地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定す る法律で定める歳入」と規定されており、「地方税の滞納処分 の例により」強制徴収できると定められているため	2 年	高齢者の医療の確保に関する法 律第 160 条第 1 項の規定を適用 する
下水道使用料 (下水道課)	・下水道法 ・地方自治法(附則) ・和光市下水道条例	・下水道法第 20 条に定められた債権 ・地方自治法附則第 6 条第 3 号の規定により、同法第 231 条 の 3 第 3 項に規定する「法律で定める使用料」であり「地方税 の滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	5 年	下水道法第 20 条に定められた 債権であり、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
生活保護法第 78 条 徴収金(平成 26 年 7 月 1 日以降のもの) (社会福祉課)	・生活保護法	・生活保護法第 78 条に定められた債権 ・同法第 78 条第 4 項に「国税徴収の例により」徴収できると 定められているため（平成 25 年法律第 104 号で追加）	5 年	生活保護法第 78 条に定められ た債権であり、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する

(2) 非強制徴収公債権

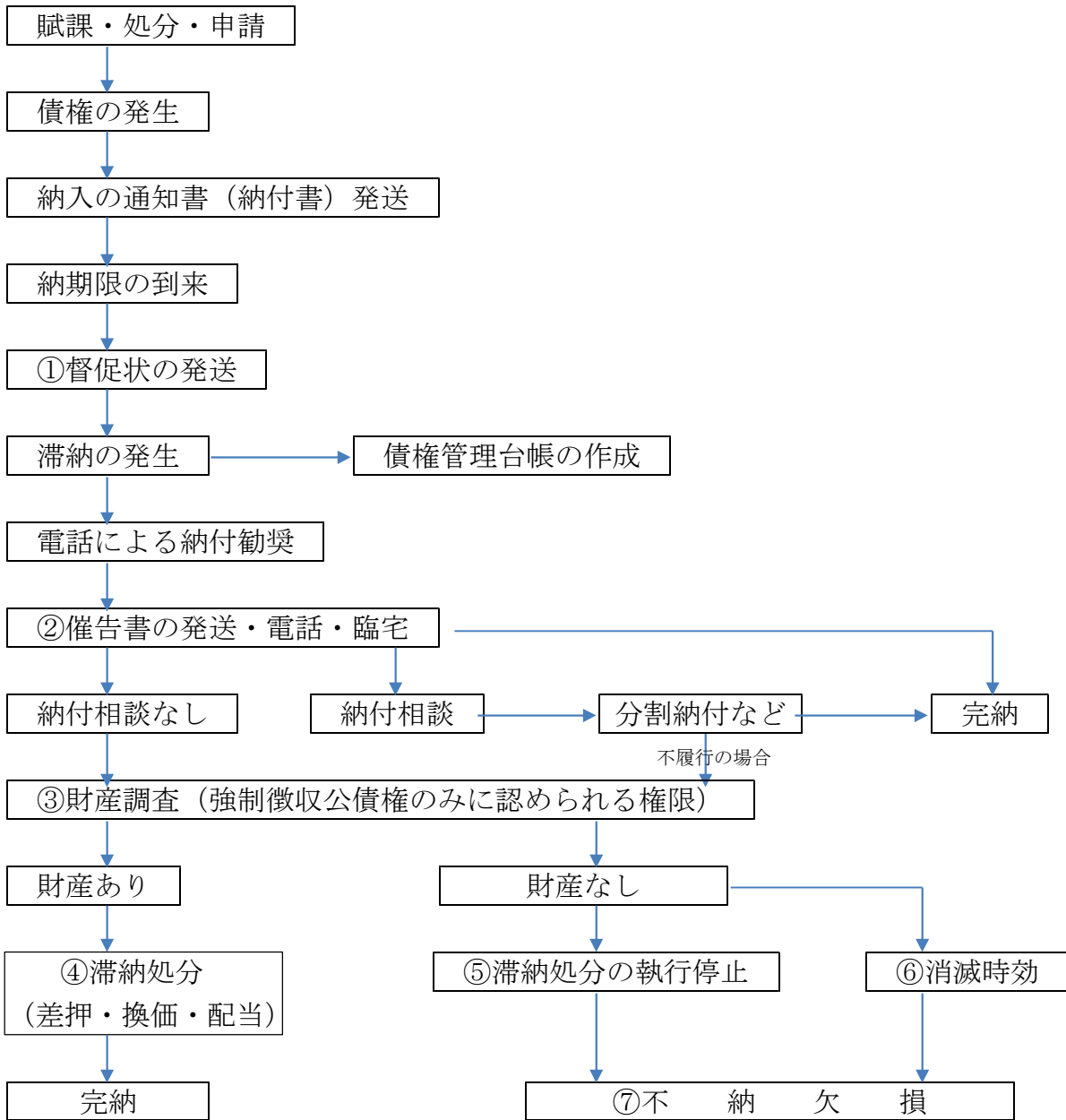
債権			時効期間	
債権名	根拠法令	債権区分の考え方	時効	時効期間の考え方(根拠法令)
生活保護法第 63 条 返還金 (社会福祉課)	・生活保護法	・生活保護法第 63 条に定められた債権(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入) ・同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	5 年	生活保護法第 63 条に定められた債権であり、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
生活保護法第 78 条 徴収金(平成 26 年 6 月 30 日以前のもの) (社会福祉課)	・生活保護法	・生活保護法第 78 条に定められた債権(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入) ・同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	5 年	生活保護法第 78 条に定められた債権であり、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
保育クラブ(延長 保育)保護者負担金 (こども福祉課)	・地方自治法 ・和光市保育クラブ 設置及び管理条例	・児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定により事業実施(公の施設の利用による使用料であり、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入) ・同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	5 年	地方自治法第 225 条に規定する使用料であり、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
児童手当返納金 (こども福祉課)	・地方自治法	・地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入のため	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
療養諸費不正利得 返納金 (健康支援課)	・地方自治法	・地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入のため	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用する
高齢者住宅使用料 (長寿あんしん課)	・和光市高齢者住宅 条例 ・民法	・条例上は公の施設の使用料となっており民法に優先する ※ただし実態は家賃にあたる債権として私法上の賃貸借契約により発生する債権と解される面もあり、条例の定めのない限り民法及び借地借家法が適用される「最高裁昭和 59.12.13 住宅明渡請求」	5 年	年又はこれより短い時期によって定めた債権であり、民法第 169 条の規定を適用する

(3) 私債権

債権			時効期間（時効の援用が必要）	
債権名	根拠法令	債権区分の考え方	時効	時効期間の考え方（根拠法令）
水道料金 (水道業務課)	・ 民法 ・ 和光市水道事業 給水条例	・ 「最高裁平成 15.10.10 水道料金判決」により、水道料金の時効は民法第 173 条の規定を適用し 2 年間と判示され、私法の適用を受ける債権のため	2 年	生産者等が売却した商品等の代価に係る債権であり、民法第 173 条の規定を適用する

5 事務処理フローチャート

(1) 強制徴収公債権



【各事項の説明】

①督促（地方自治法第231条の3第1項）

納期限までに納付されない場合、期限を指定し督促状を発送しなければならない。督促状は、送達日に時効が中断し、指定期限まで時効が中断する効果がある。

また、督促状が納付義務者に送達されていないと差押えを行うことができない。

②催告

督促状の発送後も納付がない場合は、担当課の判断で催告書を発送する。

法令上の定めはなく時効中断の効果はないが、納付や納付相談を促す効果があるため、文書だけではなく、必要に応じて電話や訪問による催告も行う。

③財産調査（国税徴収法第141条、地方税法第20条の11）

強制徴収公債権においては、国税徴収法、地方税法の規定が準用されることから、預貯金や生命保険などの債権、他官公署（他市町村や税務署など）における申告や資産の状況など、滞納者に関し広く調査を行うことができる。その調査結果をもって、滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行・処分停止について判断する。

④滞納処分（国税徴収法第47条、地方税法第331条ほか）

納付期限までに納付せず、督促・催告を行っても納付・相談がない場合、あるいは相談により誓約した分割納付などが不履行となった場合には、滞納者に対して、財産の差押えを行う。財産の差押え、換価、配当の一連の処分を滞納処分という。

⑤滞納処分の執行停止（国税徴収法第153条、地方税法第15条の7）

地方公共団体の長は、ア．滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき、イ．滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、ウ．滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、のいずれかに該当するときは、職権により滞納処分の執行停止を行うことができる。この執行停止が3年間継続すると納付義務は消滅する。

また、アの財産がなく執行停止をする場合で、滞納者が死亡し、相続人が全員相続放棄したケースなど徴収することができないことが明らかであるときは、納付義務を直ちに消滅させることができる（国税徴収法第153条第5項、地方税法第15条の7第5項）。

⑥消滅時効

法定納期限の翌日から5年間（介護保険料・後期高齢者医療保険料は2年間）差押等の時効中断事由がない場合、徴収権は時効により消滅する。時効の中断事由は、督促、差押え、交付要求のほか、分納誓約、一部納付（納付のあった期別のみ）、期限後申告、修正申告など債務を承認した場合が該当する。そして、中断事由の終了した日の翌日から新たな時効期間が進行する。

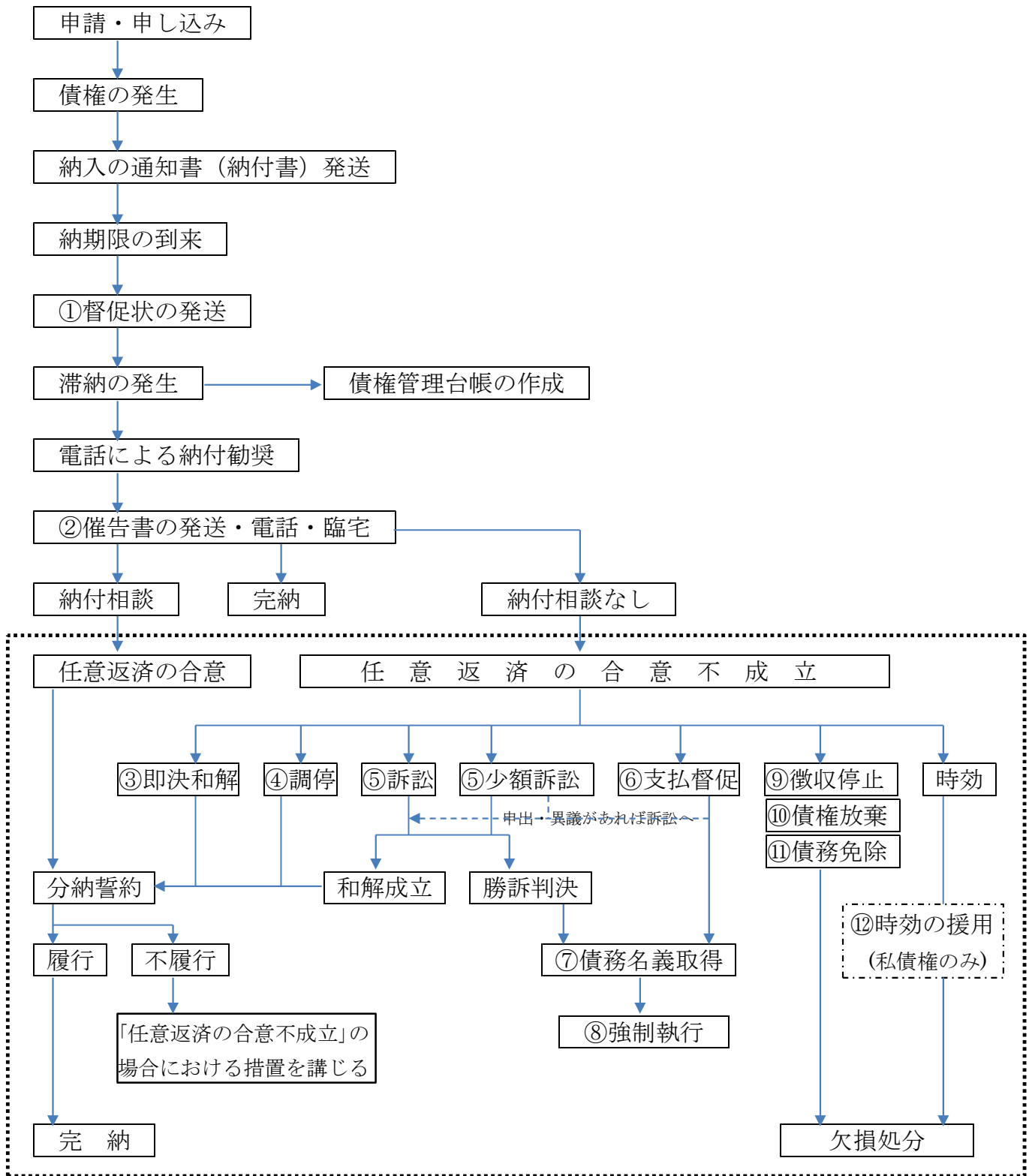
消滅時効は、徴収権の絶対的消滅であり、時効完成後は自主納付であっても未納金を収納することはできない。

なお、滞納処分等を怠り、単純時効を完成させると、行政の不作为として住民訴訟の原因となり、損害賠償請求を求められる場合がある。

⑦不納欠損

⑤滞納処分の執行停止による納付義務の消滅、⑥時効による納付義務の消滅があったときは、会計上の債権消滅の手続きとして、翌年度への滞納繰越額から当該消滅調定を差し引くこととなる。これを不納欠損処理という。

(2) 非強制徴収公債権・私債権



※非強制徴収公債権・私債権には、財産調査権はない

※⑫時効の援用内については、債務者の状況や債権額により適切な措置を講じること

【各事項の説明】

①督促（非強制徴収公債権：地方自治法第231条の3第1項、私債権：地方自治法第240条第2項・地方自治法施行令第171条）

納期限までに納付されない場合、期限を指定し督促状を発送しなければならない。督促状は、送達日に時効が中断し、指定期限まで時効が中断する効果がある。

②催告

督促状の発送後も納付がない場合は、担当課の判断で催告書を発送する。法令上の定めはなく時効中断の効果はないが、納付や納付相談を促す効果があるため、文書だけではなく、必要に応じて電話や訪問による催告も行う。

③即決和解（地方自治法第96条第1項第12号）

裁判上の手続き（訴訟・調停等）を採る前に、当事者双方が裁判所に出頭して、あらかじめ当事者間で合意した和解条項について裁判所の判断を求め、裁判所による和解勧告で和解する手続きである。

滞納者との同意が可能であり、かつ費用を掛けないで解決したい場合などに選択すべき手法である。なお、裁判所へ申し立てる場合は、あらかじめ議会の議決が必要である。

④調停（地方自治法第96条第1項第12号）

調停とは、裁判官又は5年以上の弁護士経験者から選任される民事調停官と民事調停委員2人で組織される調停委員会の仲介により、当事者双方の話し合いで紛争を解決する手続きである。

滞納者が裁判所に出頭する見込みがあり、裁判所での話し合いにより支払に応じる可能性がある場合などに選択すべき手法である。なお、裁判所へ申し立てる場合は、あらかじめ議会の議決が必要である。

⑤訴訟

請求金額が多額の場合や調停を申し立てても債務者が裁判所へ出頭する見込みのない場合、支払督促において滞納者から異議を申し立てられることが確実な場合などに選択すべき手法である。そのうち60万円以下の金銭の支払を求めるものを少額訴訟といい、手続きが簡易で、裁判は原則1回で終了し判決が出るが、滞納者からの申出があると通常の訴訟に移行する。裁判所へ提起する場合は、通常、少額を問わず、あらかじめ議会の議決が必要である。

⑥支払督促（民事訴訟法第382条）

市の申立てに基づき、実質的な審理をせずに書類の審査だけで、簡易裁判所の書記官が支払督促を滞納者に発する手続きである。訴えの提起ではないので、議会の議決は要しないが、滞納者から適法な異議申立があったときは、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行する。

そのため、債権の存否に争いがある場合や、債権額が大きいなど異議が出される可能性

が高い場合には、この手続きは適さない。したがって、債権の存否に争いがなく、かつ、債権額が多額でない場合には、簡易・迅速・安価であり、仮に異議が出され訴訟に移行しても和解に向けた効果が見込まれるので選択すべき手法の一つといえる。ただし、債務者の住所地等の簡易裁判所が管轄することになるので、滞納者の住所が遠隔地にある場合は適さない。

⑦債務名義

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書である。訴訟の判決文や調停の調停調書などがそれに当り、債務名義は、強制執行するための要件となる。

⑧強制執行

強制執行とは、裁判所に申立てを行い、強制的に債権の内容を実現する手続きであり、金銭債権の強制執行と非金銭債権の強制執行がある。

市では、債権を強制的に回収するために、金銭債権の強制執行を申し立てることになる。これにより裁判所が、ア．預金、給与、家賃などの債権、イ．骨董品、商品、株券などの動産、ウ．土地、建物等の不動産を差押え、それを競売等を行い金銭に替え、その金銭から市は配当を受けることとなる。

⑨徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）

徴収停止とは、次のいずれかに該当し、徴収することが著しく困難又は不適當な場合に採る措置で、以後当該債権の保全及び取立てはしないこととなる。

- ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがまったくなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき（1号事由）
- イ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき（2号事由）
- ウ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき（3号事由）

⑩債権放棄

次のいずれかに該当する場合は、債権放棄について検討する。ただし、債権を放棄するには、原則として議会の議決が必要である。ただし、条例に特別の定めがある場合は、議会の議決は不要となる。

- ア 滞納者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受けている場合やこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき
- イ 破産法第253条第1項その他の法令の規定により、滞納者が当該債権につきその責任を免れたとき
- ウ 当該債権について消滅時効が完成したとき（滞納者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）
- エ 強制執行等の手続きをとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執

行等の手続きが終了したときにおいて滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき

オ 徴収停止をした当該債権について、徴収停止を行った日から相当の期間を経過した後においても、なお滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき

⑪債務免除（地方自治法施行令第171条の7第1項）

滞納者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお返済の見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。（議会の議決は不要）

⑫時効の援用（地方自治法第236条第2項）

私債権の場合、時効期間が経過しても、債務者が時効の援用をしなければ債権は消滅しない。時効の援用とは、時効によって利益を受ける者（債務者）が、時効の利益を受けることとの意思表示することをいう。

※なお、公法上の債権（強制徴収公債権と非強制徴収公債権）は、消滅時効となることから、時効の援用は不要とされ、債務者は消滅時効の利益を放棄することはできない。

6 基本方針

現時点での本市の債権管理に関する課題を解決し、今後、公平・公正な徴収と適正な管理の遂行及び滞納繰越額の圧縮を図るために、3つの基本方針を次のとおり定める。

(1) 統一された基準に基づく適正な債権管理

これまで市の税外債権の管理や事務処理は、各債権所管課において、それぞれの手法、基準等で行われており、十分に効率的・効果的とは言い難いのが現状である。

よって、事務処理の流れや行うべき手続きなどについて統一的な基準を定め、各債権所管課担当者はこれに基づき、適正かつ的確に債権管理業務を行う。

また、債権管理台帳についても必要記載事項を定め、これに基づく整備を徹底する。

(2) 債権の徴収強化と適切な滞納整理の推進

徴収業務において最も重要なのは、初期滞納の段階での完結を図ることであることから、事務処理フローチャートの手続きに基づき、滞納発生に対し早期に着手する。

納付資力がありながら、催告に応じない場合や納付誓約を履行しない場合は、強制徴収公債権については、市税と同様に差押えを執行し、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）については、訴訟や調停等の裁判上の手続きを行うことを検討する。

また、あらゆる努力を尽くしても徴収困難なことが明白である滞納債権については、適切な緩和措置を講じ、不良債権の整理を図る。その際、事務処理を適正かつ円滑に進められるよう必要な条例制定及び改正を行う。

(3) 全庁的な債権管理体制の確立と担当職員のスキルアップ

現在、各債権所管課においては、業務量や人員配置の関係で債権に関する業務に十分手が回らない状況にある。また、徴収に関するノウハウがないことから、今後は徴収体制の確立と併せ、担当者の徴収意識改革及び知識・スキルの向上が求められる。よって、担当者の研修参加や収納課が必要な支援・助言を行うなど庁舎内の連携を強化し、担当者と組織両方の向上を図っていく。

また、強制徴収公債権については、①調査権があり金融機関への財産調査や勤務先、他官公署への聞き取りなどの調査結果の共有が可能であること、②高額滞納案件及び長期間に渡り完結が見込めない案件については、早急に専門部署で対応することが必要であり、市税と重複して滞納しているケースも多いことから、要件を定めた上で収納課へ徴収業務を移管する。これにより、対応窓口が一本化され、調査、催告、強制執行などの徴収業務を一元的に行うことができ、効率的かつ効果的に滞納整理を進めることができる。

7 基本方針に基づく具体的な取組み

(1) 統一された管理基準に基づく適正な債権管理

①事務処理の的確な遂行

各債権所管課においては、債権の区分により、事務処理フローチャートに基づき、適切な時期に的確に事務処理を行うものとする。そのため債権の適正な管理・徴収を行える体制を整備するとともに、担当者は根拠法令等を確認した上で、事務の流れ及び処理方法を把握しておく。

②債権管理の徹底

債権管理台帳については、適正な債権管理を行うために下記事項を共通項目とし、必ず記載するものとする。その他必要な事項については、各債権所管課で判断し、適宜追加する。

時効については、中断事由（督促、差押え、債務の承認等）を正確に把握し、時効成立日の管理を徹底する。特に滞納者と未折衝の収入未済債権の単純時効による消滅は、公平・公正な徴収の観点から原則認められないものであるため極力なくすようにする。

分納誓約時には、法的紛争時等に時効中断を主張できるよう、必ず滞納者本人が署名・捺印した誓約書を徴取する。

また、交渉履歴には、折衝内容や財産調査結果等の必要な情報を漏らすことなく、かつ簡潔に入力しておき、次回折衝時や担当者が替わった際も一貫した対応が取れるようにしておくことが必要である。

◎債権管理台帳における必須記載事項

- ア 滞納者の住民基本4情報（住所・氏名・生年月日・性別）
- イ 債権情報（科目・年度・期別・債権額・納期限）
- ウ 督促状発送日
- エ 催告書発送日
- オ 納付状況
- カ 分納誓約
- キ 時効成立日
- ク 交渉履歴等
- ケ 担保となる財産
- ※ 滞納処分及び滞納処分の執行停止（強制徴収公債権）
- ※ 訴訟等の裁判上の手続き、徴収停止・債務免除など（非強制徴収公債権・私債権）

③延滞金

税外債権の延滞金については、地方自治法に基づき条例を定めることにより賦課徴収することが可能であるが、現在当市では介護保険料及び後期高齢者医療保険料が条例を定めている。

公平・公正な徴収を図るとともに、納期内納付を励行するために条例に基づく延滞金徴収を適切に行っていく。

(2) 債権の徴収強化と適切な滞納整理の推進

①督促状の発送

各債権について納期限までに納付がない場合は、法令に基づき督促しなければならないと定められている。よって督促状の発送を確実に行うとともに、送付時期等については全庁統一的な基準として、原則発送期日を納期限経過後20日以内とする。また、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以内とする。

②初期滞納に対する迅速な対応

督促の指定期限を過ぎても納付がない場合は、速やかに電話による納付勧奨や催告書の発送を行い、滞納者との接触を図る。折衝の際は、一括納付を原則とし、やむを得ず分割納付を認める場合は、収支・財産状況等を細かく聞き取った上で納付額を決め、原則1年以内、最長でも2年以内での完納が見込める計画とする。その際、納付誓約書を徴取することに留意する。また、非強制徴収公債権等については、調査権がないため、相談時に勤務先や財産状況などの聞き取りを詳細に行う。

また、催告書発送の際は、必ず期限を定め、期限内に納付及び相談がない場合は、差押え（強制徴収公債権）や訴訟等（非強制徴収公債権等）を行う旨を明記する。

③滞納債権の回収

架電や催告書に対して納付及び相談がない場合又は相談の上計画を立てた納付誓約が守られない場合は、架電や滞納者の目に留まるよう文章や封筒の色などを工夫した催告書の発送、臨宅を適宜行うとともに、強制徴収・強制執行等に向けた準備を進める。

強制徴収公債権については、金融機関、他官公署、勤務先、取引先などへの調査に早期に着手し、法令に基づき迅速に差押えを執行する。複数の財産がある場合は、最も効果的かつ効果的な財産を選択する。

非強制徴収公債権等で、資力がありながら納付しない滞納者に対しては、支払督促の申立て、調停、訴訟などによる履行請求を検討する。実際に訴訟手続きを行い、その結果、和解が成立したにもかかわらず、その後誓約不履行となった債権や和解とならず判決となった債権など、債務名義を取得した債権については、裁判所に強制執行を申し立てるものとする。

なお、即決和解、調停、訴訟（少額訴訟を含む）の手続きを行うには、地方自治法第96条の規定により、あらかじめ議会の議決を必要とする。

④適切な緩和措置の適用

聞き取り及び調査状況より明らかに納付困難で今後も徴収することが見込めない債権について、何もできず長期間に渡り管理のみしているようなケースが見受けられる。そのような債権については、法令に基づき、滞納処分の執行停止（強制徴収公債権）、徴収停止（非強制徴収公債権等）などの徴収緩和措置を検討する。

非強制徴収公債権と私債権については時効短縮を図る法令等の規定がなく、非強制徴収公債権は時効成立（5年間）まで、私債権については、時効期間が経過しても債務者の時効の援用がなければ永久に、不良債権を管理し続けなければならない。よって、適正かつ

円滑な債権管理を行うには、徴収不可能な債権について権利を放棄する必要がある。債権の放棄には、地方自治法に基づき、「議会の議決」か「条例の規定」が必要であることから、徴収不可能かどうかの明確な判断基準を定めた上で、滞納額が一定額以下の案件についての債権放棄の規定と議会への報告義務を条例に定め、不良債権に対し円滑な事務処理を行えるようにする。

(3) 全庁的な債権管理体制の確立と担当職員のスキルアップ

①庁舎内連携の強化と債権管理・徴収ノウハウの蓄積

強制徴収公債権所管課は、原課での滞納整理が困難な案件について、収納課への徴収業務移管を適切かつ迅速に行う。

非強制徴収公債権等については、原則所管課で徴収業務を行うものとするが、特別な事情がある案件については所管課と収納課の協議の上徴収業務移管を検討する。

収納課は移管案件について完結に向けた整理に努めるほか、各債権所管課に対する情報提供、滞納処分や裁判所による回収手続きについての指導・助言を行う。

また必要に応じ、他課と連携し、内部研修を実施する。

各債権所管課の担当者は関連研修に積極的に参加するなどし、知識及び技術の向上に努め、課内での情報共有を図る。また人事異動等の際もノウハウを引き継げるよう必要に応じマニュアルの作成を行う。

②徴収移管債権の回収

収納課は、移管を受けた案件について、市税等と同様の対応に努め、速やかに債権の回収を図る。移管の要件については、下記によるものとするが、債権所管課と収納課の合意が得られればその限りでない。

(移管案件の要件)

- ア 債権所管課において督促を行っており、架電や催告書発送などの回収努力を行っていること
- イ 過年度に滞納があること
- ウ 高額案件又は徴収困難案件であること

8 関係法令等

地方自治法 <抜粋>

(議決事件)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(債権)

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
 - 四 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

地方自治法附則<抜粋>

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により徴収すべき入港料その他の料

- 金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条から第二十条まで(第二十五条の十八において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

地方自治法施行令 <抜粋>

(督促)

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産

手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞

に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

民事訴訟法 <抜粋>

(少額訴訟の要件等)

第三百六十八条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

(支払督促の要件)

第三百八十二条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

国税徴収法 <抜粋>

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上

請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

- 2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

(質問及び検査)

第一百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第一百四十六条の二及び第一百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(滞納処分の停止の要件等)

第一百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分の執行及び租税条約等(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第二条第二号(定義)に規定する租税条約等をいう。)の規定に基づく当該租税条約等の相手国等(同条第三号に規定する相手国等をいう。)に対する共助対象国税(同法第十一条の二第一項(国税の徴収の共助)に規定する共助対象国税をいう。)の徴収の共助の要請による徴収(以下この項において「滞納処分の執行等」という。)をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分の執行等をするることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分の執行等をするすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
 - 3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
 - 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停

止が三年間継続したときは、消滅する。

- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

地方税法 <抜粋>

(徴収猶予の要件等)

- 第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。
- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
 - 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
 - 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
 - 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
 - 五 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。
- 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日)から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。
- 3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。
- 5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る

地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

(徴収猶予の効果)

- 第十五条の二 徴収の猶予(前条第一項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。
- 2 徴収の猶予(前条第二項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。
- 3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定により添付すべき書類(地方団体の条例で定める書類を除く。)については、これらの規定にかかわらず、前条第一項(第一号、第二号又は第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定による徴収の猶予(以下この項及び第十五条の九第一項において「災害等による徴収の猶予」という。)又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。
- 5 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。
- 6 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

- 7 地方団体の長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 8 第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から当該地方団体の条例で定める期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。
- 9 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第一項、第二項又は第四項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。
 - 一 第十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するとき。
 - 二 当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 三 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。
- 10 地方団体の長は、第五項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 前項の規定により質問又は検査を行う徴税吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 12 第十項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(徴収猶予の取消し)

- 第十五条の三 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。
- 一 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。
 - 二 第十五条第三項又は第五項の規定により分割して納付し、又は納入することを認められた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき(地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)
 - 三 当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が第十六条第三項の規定により行つた求めに応じないとき。

- 四 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき(新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権(地方自治法第二百四十条第一項に規定する債権をいう。第十五条の六第二項において同じ。))に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)
- 五 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。
- 六 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。
- 3 地方団体の長は、第一項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予)

- 第十五条の四 地方団体の長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号の申告書、修正申告書若しくは更正に係る道府県民税及び事業税の額の合計額又は第一号若しくは第二号の申告書若しくは更正に係る市町村民税の額が政令で定める金額に満たないときは、これらの税額につき、偽りその他不正の行為により道府県民税、市町村民税又は事業税を免れた場合その他政令で定める場合を除き、当該申告書若しくは修正申告書を提出した日後又は当該更正に係る納期限後最初に到来する道府県民税、市町村民税又は事業税(本条の規定によつてその徴収を猶予されるものを除く。)に係る納付に関する期限まで、その徴収を猶予するものとする。
- 一 二以上の道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人が第五十三条第二十二項又は第三百二十一条の八第二十二項の規定による申告書を提出した場合
- 二 前号の法人が第五十五条第一項若しくは第三項又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正(第五十八条又は第三百二十一条の十四の規定による修正に基づくものに限る。)を受けた場合
- 三 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書を提出した場合
- 2 前項の規定の適用を受けようとする法人は、同項の申告書若しくは修正申告書又は更正に係る税額の納期限までに、その事務所又は事業所所在の地方団体の長に対し、総務省令で定める届出書を提出しなければならない。

(換価の猶予の要件等)

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 第十五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第十五条第四項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第十五条第五項	ことができる	ものとする

（申請による換価の猶予の要件等）

第十五条の六 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（次の各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができる。

一 徴収の猶予又は申請による換価の猶予を申請中の地方団体の徴収金

二 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている地方団

体の徴収金(第十五条の三第一項第四号(前条第二項又は第十五条の六の三第二項において準用する場合を含む。)に該当し、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該地方団体の徴収金を除く。)

- 3 第十五条第三項から第五項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	金額	金額(その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。)
	ことができる	ものとする
第十五条第五項	ことができる	ものとする

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(滞納処分の停止の取消)

第十五条の八 地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

(官公署等への協力要請)

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考

となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(法人の道府県民税に係る滞納処分)

第六十八条 法人の道府県民税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。
- 3 法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関(破産法(平成十六年法律第七十五号)第百十四条第一号に掲げる請求権に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

破産法 <抜粋>

(免責許可の決定の効力等)

- 第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。
- 一 租税等の請求権(共助対象外国租税の請求権を除く。)
 - 二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
 - 三 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権(前号に掲げる請求権を除く。)
 - 四 次に掲げる義務に係る請求権
 - イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - ハ 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務
 - ニ 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務
 - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの
 - 五 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
 - 六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権(当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。)
 - 七 罰金等の請求権
- 2 免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。
 - 3 免責許可の決定が確定した場合において、破産債権者表があるときは、裁判所書記官

は、これに免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。

- 4 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

民法<抜粋>

(定期給付債権の短期消滅時効)

第六百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

第七百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

児童福祉法<抜粋>

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

- ② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- ③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。
- ④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」

という。)若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。))に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

- ⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。
- ⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「要保護児童」という。))の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く。))の住居において養育を行う事業をいう。
- ⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。))であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。))の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。))において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。))
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。))において、家庭的保育者による保育を行う事業
- ⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。))において、保育を行う事業
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施

設において、保育を行う事業

⑪ この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

⑫ この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業
 - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
 - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
 - ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合(以下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者(以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑬ この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

⑭ この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴つて行うものを含む。)を行うこと。
- 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用
- 二 第二十一条の六の措置に要する費用
- 三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)
- 四 第二十四条第五項又は第六項の措置(都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。)に要する費用
- 五 第二十四条第五項又は第六項の措置(都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。)に要する費用
- 六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用
- 七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用
- 八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

- ② 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
- ③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
- ④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。
- ⑤ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。
- ⑥ 第一項から第三項までの規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。
- ⑦ 第一項から第三項までの規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項又は第三項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- ⑧ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保

護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額)又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

⑨ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育(同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育(次号において「特別利用地域型保育」という。))及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育(第三号において「特定利用地域型保育」という。)を除く。)を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額)又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の合計額

- 二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)
- 三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

介護保険法<抜粋>

(保険料)

- 第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
 - 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
 - 4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

(滞納処分)

第二百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(時効)

- 第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。
- 2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

高齢者の医療の確保に関する法律<抜粋>

(保険料)

第百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

- 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。
- 3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第百十六条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(滞納処分)

第百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(時効)

- 第百六十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- 2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

下水道法<抜粋>

(使用料)

- 第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
 - 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定に基づき事業者

がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

生活保護法<抜粋>

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

- 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
- 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
- 4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。